

長崎県無電柱化推進計画

令和2年3月

長崎県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく長崎県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 長崎県における無電柱化の現状

長崎県内の無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、令和元年現在、道路延長で約 57km の無電柱化に着手しており、約 44 km で無電柱化が完了している。

一方、長崎県内には一般国道 34 号を始めとする緊急輸送道路が約 1627km あるものの、そのうち無電柱化された道路の延長は約 23km (約 1%) に留まっている。また、近年全国各地で発生している台風や地震等により倒壊した電柱が緊急車両の不通や停電等の二次被害を引き起こしていることや、新幹線西九州ルートや世界文化遺産登録を契機としたまちづくりや観光振興を図る上でバリアフリー化や景観の向上が必要なことから無電柱化を求める声が高まっている。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第 2 条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により長崎県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、国道等のうち長崎県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

空港に至る唯一の道路である主要地方道長崎空港線等の緊急輸送道路

において無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

新幹線西九州ルートを整備によって交通結節点としての機能が強化される長崎駅や新大村駅（仮称）の周辺地区では、面的なまちづくりを行うことで都市機能が集積される予定であり、バリアフリー化等に合わせ無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

平成30年7月に世界文化遺産登録された長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である野崎島の集落跡において、無電柱化を推進する。また、築城400年を控える島原城の周辺道路や平戸城の周辺道路等において、無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

2. 無電柱化推進計画の期間

2018年度から2020年度まで3年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

計画期間までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

① 防災

第1次緊急輸送道路において、計画期間以前に着手済みの路線に加え、整備延長7.6kmの無電柱化に着手する。

② 安全・円滑な交通確保

長崎駅周辺地区、新大村駅（仮称）周辺地区において、整備延長7.1kmの無電柱化に着手する。

③ 景観形成・観光振興

世界文化遺産の構成資産等の周辺道路において、計画期間以前に着手済みの路線に加え、整備延長2.4kmの無電柱化に着手する。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、県の緊急輸送道路においても実施する。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる長崎県無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かした無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、土木部広報誌等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国及び市町と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

参考資料

長崎県無電柱化推進計画(2018年度～2020年度) 路線一覧

所在地	道路種別	路線	起点住所	終点住所	道路延長 (km)	整備延長 (km)	① 防災	② 安全・円滑 な交通確保	③ 景観形成・ 観光振興
長崎市	補助国道	国道206号	長崎市大橋町	長崎市若葉町	0.55	1.10	○		
佐世保市	補助国道	国道204号	佐世保市俵町	佐世保市城山町	0.40	0.80	○		
大村市	都道府県道	主要地方道長崎空港線	大村市森園町 (森園交差点)	大村市森園町 (箕島大橋手前)	0.40	0.80	○		
長崎市	市区町村道	(都)長崎駅中央通り線	長崎市尾上町1番1	長崎市尾上町1番24	0.16	0.32		○	
長崎市	市区町村道	(都)長崎駅西通り線	長崎市尾上町1番24	長崎市尾上町1番1	0.61	1.22		○	
長崎市	市区町村道	長崎駅西口歩行者専用道路	長崎市尾上町1番15	長崎市尾上町1番24	0.09	0.09		○	
長崎市	市区町村道	(都)長崎駅中央通り線	長崎市八千代町	長崎市尾上町	0.14	0.28		○	
長崎市	市区町村道	(都)長崎駅東通り線	長崎市八千代町	長崎市宝町	0.40	0.80		○	
長崎市	市区町村道	(都)トランジットモール線	長崎市尾上町	長崎市尾上町	0.15	0.30		○	
大村市	市区町村道	(都)坂口植松線	大村市坂口町	大村市植松3丁目	1.01	1.53		○	
大村市	市区町村道	(都)大村駅前原口線	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.20	0.40		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 8-1号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.16	0.16		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 8-2号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.18	0.18		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 特8-1号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.02	0.02		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 6-1号線(仮)	大村市小路口町	大村市植松3丁目	0.10	0.10		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 6-2号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.13	0.13		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 6-3号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市小路口町	0.04	0.04		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 6-10号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.03	0.03		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 6-11号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.08	0.08		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 特6-1号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.07	0.07		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 特6-2号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.05	0.05		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 特4-1号線(仮)	大村市坂口町	大村市植松3丁目	0.05	0.05		○	
大村市	市区町村道	竹松本町植松3丁目線	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.15	0.15		○	
大村市	市区町村道	植松2丁目線	大村市植松2丁目	大村市植松2丁目	0.01	0.01		○	
大村市	市区町村道	植松坂口線	大村市植松3丁目	大村市植松1丁目	0.19	0.19		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 6-12号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.13	0.13		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 6-4号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.05	0.05		○	
大村市	市区町村道	新大村駅区画 6-5号線(仮)	大村市植松3丁目	大村市植松3丁目	0.09	0.09		○	
長崎市	市区町村道	(都)新地町稲田町線	長崎市館内町63番3	長崎市稲田町10番2	0.25	0.50			○
島原市	市区町村道	東城内線	島原市城内1丁目1190-2地先	島原市城内1丁目1184-1地先 (九電前交差点)	0.37	0.74			○
島原市	市区町村道	片町城内3号線	島原市片町584-1地先	島原市城内1丁目1190-2地先	0.17	0.35			○
小値賀町	市区町村道	町道野崎本線	小値賀町野崎郷668-3地先	小値賀町野崎郷638-8	0.52	0.52			○

参考資料

長崎県無電柱化推進計画(2018年度～2020年度) 路線一覧

所在地	道路種別	路線	起点住所	終点住所	道路延長 (km)	整備延長 (km)	① 防災	② 安全・円滑 な交通確保	③ 景観形成・ 観光振興
島原市	補助国道	国道251号	島原市片町	島原市新馬場町	1.50	3.00	○		
長崎市	補助国道	国道206号	長崎市若葉町	長崎市若葉町	0.53	1.06	○		
佐世保市	補助国道	国道204号	佐世保市梅田町	佐世保市俵町	0.40	0.80	○		
平戸市	都道府県道	一般県道田ノ浦平戸港線	平戸市大久保町	平戸市崎方町	0.16	0.32			○
長崎市	市区町村道	市道諏訪町桜町1号線	長崎市魚の町	長崎市桜町	0.22	0.44		○	
長崎市	市区町村道	市道興善町桜町1号線	長崎市魚の町	長崎市魚の町	0.07	0.14		○	
合計延長(km)					9.83	17.04	7.56	7.05	2.43

計画期間以前に着手済みの路線一覧

所在地	道路種別	路線	起点住所	終点住所	道路延長 (km)	整備延長 (km)	① 防災	② 安全・円滑 な交通確保	③ 景観形成・ 観光振興
諫早市	補助国道	国道207号	諫早市天満町	諫早市泉町	1.30	2.60	○		
対馬市	補助国道	国道382号	対馬市厳原町	対馬市厳原町	0.50	1.00	○		
長崎市	都道府県道	一般県道長崎式見港線	長崎市尾上町1-1	長崎市尾上町3	0.38	0.76	○		
佐世保市	市区町村道	万津臨港線	佐世保市万津町	佐世保市万津町	0.22	0.44			○
対馬市	市区町村道	横町線	対馬市厳原町今屋敷	対馬市厳原町今屋敷	0.13	0.26			○
合計延長(km)					2.53	5.06	4.36	0.00	0.70

参考資料 長崎県無電柱化推進計画(2018年度～2020年度)路線位置図

